

育児等との両立に配慮した再就職支援コース

目的 育児等によりキャリアを中断した方の経済的、社会的自立や活躍促進を支援するために、育児等に従事する時間に配慮し、1日あたりの訓練設定時間を通常より短く設定した訓練コースを設定する。

訓練対象者 以下のイ及びロのいずれも満たす者

イ 育児等により、1日あたりの職業訓練の受講時間に一定の配慮が必要と認められる以下に該当する者。

① 乳児、幼児又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に就学している子を養育する者

※義務教育学校：小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校。学校教育法の改正により2016年に新設された学校教育制度。小中一貫校とも呼ばれる。小学生が学ぶ前期課程と中学生が学ぶ後期課程を同じ校舎にした「施設一体型」と、学年の区切り等で校舎が別の場所にある「施設分離型」とがある。

② 家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第5号に規定する家族をいう。）を介護する者。（要介護、要支援の認定の必要はない。）

※家族を介護する者の「家族」について

家族とは上記の法により、「対象家族」その他厚生労働省令で定める親族をいう。上記の準ずる者とは、同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫
家族の定義のうち、その他厚生労働省令で定める親族とは、同居の親族とする。親族とは、6親等内の血族及び3親等内の姻族。

従って、家族を介護する者の家族とは、

**同居若しくは近隣居住の配偶者、父母、子、配偶者の父母
又は上記以外の同居している親族**

ロ 職業安定所に求職申込みを行っている者。

訓練設定時間及び訓練期間

1か月あたりの標準訓練設定時間を80時間（1日おおよそ4時間）とし、訓練期間は3か月間とする。